様式１　（契約書第１０条、仕様書第５条関係）

年 月 日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

主任担当者通知書

業 務 の 名 称

　令和　　年　　月　　日付けで契約締結した上記業務の主任担当者を

下記の者に定めましたので、別紙主任担当者経歴書を添えて通知します。

記

　 主任担当者

（注）用紙は日本産業規格Ａ４番縦とします。

様式１　別 紙

主任担当者経歴書

１　氏　名

２　生年月日

３　住　所

４　最終学歴

５　法令等による資格の取得等

６　主な経歴

　 ７　賞罰

　 上記のとおり相違ありません。

　　　 　　　　年 　　月　　 日

本 人

（受注者）

住所

氏名又は名称

様式２　（契約書第１０条、仕様書第５条関係）

年 月 日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

主務従事者通知書

業 務 の 名 称

　令和　　年　　月　　日付け依頼に係る主務従事者を下記の者に定めましたので、通知します。

　また、承諾にあたって、主務従事者が次の要件をみたしていることを誓約します。

一、不動産鑑定評価等業務仕様書第５条第１項

記

評価依頼地（①）を担当する主務従事者

１　氏　名

２　生年月日

３　住　所

４　不動産鑑定士の登録年月日、登録番号

評価依頼地（②）を担当する主務従事者

１　氏　名

２　生年月日

３　住　所

４　不動産鑑定士の登録年月日、登録番号

注１）用紙は日本産業規格Ａ４番縦とします。

様式３　（仕様書第８条関係）

　　　　　　　　番号

　　　　　　　 年月日

（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

（発注者）

分任支出負担行為担当官

　近畿地方整備局○○河川国道事務所長

鑑 定 評 価 依 頼 書

　不動産鑑定評価等業務委託契約書（○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務）に基づき、下記の評価依頼地の鑑定評価を依頼します。

１　評価依頼地

　　評価依頼地（①）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 現況地目(評価の対象) |  |
| 地積 |  |
| 評価額の見込 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（①）に係る標準地の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 地価公示年 | 令和　　年 |
| 標準地番号 |  |

　　評価依頼地（②）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 現況地目(評価の対象) |  |
| 地積 |  |
| 評価額の見込 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（②）に係る標準地の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 地価公示年 | 令和　　年 |
| 標準地番号 |  |

２　価格時点

　　令和　　年　　月　　日

３　鑑定評価の目的

国土交通省が施行する○○○○○○工事所要の土地を取得等するための資料

４　鑑定評価によって求めるべき価格

　鑑定評価によって求める価格は、次の各号に掲げる条件をみたした価格とすること。

一　評価依頼地の正常価格であること。

二　評価依頼地に所有権以外の権利又は建物その他の物件が存するときは、当該権利又は当該建物その他の物件が存しないものとしての価格であること。

三　事業の施行が予定されることにより、当該評価依頼地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格であること。

四　土地利用に関する規制（前号の事業の施行のためのものを除く）の状態を適切に反映した価格であること。

５　その他の依頼の条件

一　国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成１３年１月６日国土交通省訓令第７６号）、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成１５年８月５日付け国総国調第５７号）及びこれらに付随する各規程と調和のとれたものであること。

二　「不動産鑑定評価基準等の改正について（平成１４年７月３日付け国土地第８３号）」の別添１不動産鑑定評価基準、別添２不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に従い、評価依頼地ごとに鑑定評価書を作成すること。

三　鑑定評価書において、鑑定評価格の決定理由に関し、当該評価格が決定されるに至った経過及び理由を記載し、必要に応じて採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにすること。

四　評価依頼地が地価公示法第２条第１項に規定する公示区域内の土地であるときは、鑑定評価書において、鑑定評価格が同法第８条及び第１１条の規定に基づき規準とすべき、評価地と類似する利用価値を有すると認められる標準地の公示価格に照らして、均衡が保たれ適正であることを明らかにすること。

６　鑑定評価書の提出期限等

（１）本依頼による鑑定評価書の提出期限は、令和○○年○○月○○日とする。

（２）受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに依頼した土地の鑑定評価を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、分任支出負担行為担当官は、延滞金を付して履行期限を延長する。

（３）前項の延滞金は、前項に該当する成果物の対価の額に対して、延長日数に応じて年利率３％の割合を乗じて計算した額とする。

（４）受注者は、分任支出負担行為担当官が指定する調査職員から業務の履行状況について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

７　鑑定評価書の提出部数

評価依頼地毎に、正　○部、副　○部とする。

８　添付資料

　　位置図

　　地形図

様式４　（仕様書第８条関係）

承　　　諾　　　書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の鑑定評価依頼については、不動産鑑定評価等業務委託契約書、不動産鑑定評価等業務仕様書、鑑定評価依頼書記載の条件等により承諾します。

　また、承諾にあたって、受注者が次の要件をみたしていることを誓約します。

　　一、不動産鑑定評価等業務仕様書第４条第２項に掲げる者でないこと。

　　令和　　年　　月　　日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

様式５　（仕様書第８条関係）

　　　　　　　　番号

　　　　　　　 年月日

（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

（発注者）

分任支出負担行為担当官

　近畿地方整備局○○河川国道事務所長

意 見 書 作 成 依 頼 書

　不動産鑑定評価等業務委託契約書（○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務）に基づき、下記の評価依頼地の時点修正率の算出を依頼します。

１　時点修正率を求める評価依頼地

　　評価依頼地（①）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（②）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

２　修正率を求める時点

　　評価依頼地（①）の時点

　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　評価依頼地（②）の時点

　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　時点修正率算出の目的

国土交通省が施行する○○○○○○工事所要の土地を取得するための資料

４　求めるべき時点修正率

　時点修正率は、次の各号に掲げる条件をみたした率とすること。

一　評価依頼地の正常価格を前提とすること

二　評価依頼地に所有権以外の権利又は建物その他の物件が存するときは、当該権利又は当該建物その他の物件が存しないものとしての価格を前提とすること

三　事業の施行が予定されることにより、当該評価依頼地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格を前提とすること

四　土地利用に関する規制（前号の事業の施行のためのものを除く）の状態を適切に反映した価格を前提とすること

５　その他の依頼の条件

一　国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成１３年１月６日国土交通省訓令第７６号）、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成１５年８月５日付け国総国調第５７号）及びこれらに付随する各規程と調和のとれたものであること

二　土地評価事務処理細則（昭和６２年１月８日付け建設省経整発第３号）、「不動産鑑定評価基準等の改正について（平成１４年７月３日付け国土地第８３号）」の別添１不動産鑑定評価基準、別添２不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、適切な時点修正率を算出し、意見書を作成すること

三　意見書において、時点修正率の決定理由に関し、当該時点修正率が決定されるに至った経過及び理由を記載し、必要に応じて採用した資料、時点修正率算出の手順等に関する事項を明らかにすること

６　意見書の提出期限等

（１）本依頼による意見書の提出期限は、令和○○年○○月○○日とする。

（２）受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに依頼した意見書の作成、提出を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、分任支出負担行為担当官は、延滞金を付して履行期限を延長する。

（３）前項の延滞金は、前項に該当する成果物の対価に対して、延長日数に応じて年利率３％の割合を乗じて計算した額とする。

（４）受注者は、分任支出負担行為担当官が指定する調査職員から業務の履行状況について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

７　意見書の提出部数

評価依頼地毎に、正　○部、副　○部とする。

８　添付資料

　　位置図

　　地形図

様式６　（仕様書第８条関係）

承　　　諾　　　書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の意見書作成依頼については、不動産鑑定評価等業務委託契約書、不動産鑑定評価等業務仕様書、意見書作成依頼書記載の条件等により承諾します。

　また、承諾にあたって、受注者が次の要件をみたしていることを誓約します。

　　一、不動産鑑定評価等業務仕様書第４条第２項に掲げる者でないこと。

　　令和　　年　　月　　日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

様式７　（仕様書第８条関係）

　　　　　　　　番号

　　　　　　　 年月日

（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

（発注者）

分任支出負担行為担当官

　近畿地方整備局○○河川国道事務所長

意 見 書 作 成 依 頼 書

　不動産鑑定評価等業務委託契約書（○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務）に基づき、下記の評価依頼地の格差率の算出を依頼します。

１　格差率の算出を求める評価依頼地等

　　評価依頼地（①）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（①）の比準の基礎となる土地の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（②）の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

　　評価依頼地（②）の比準の基礎となる土地の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 |  |
| 備考 |  |

２　格差率の算出を求める項目

　　評価依頼地（①）の算出する格差率

　　　土地価格比準表の○○○地域の個別要因比準表の△△の項目

　　評価依頼地（②）の算出する格差率

　　　土地価格比準表の○○○地域の個別要因比準表の△△の項目

３　格差率の算出時点

　　令和　　年　　月　　日

４　格差率算出の目的

国土交通省が施行する○○○○○○工事所要の土地を取得するための資料

５　求めるべき格差率

　格差率は、次の各号に掲げる条件をみたした率とすること。

一　評価依頼地が正常価格となること

二　評価依頼地に所有権以外の権利又は建物その他の物件が存するときは、当該権利又は当該建物その他の物件が存しないものとしての正常価格となること

三　事業の施行が予定されることにより、当該評価依頼地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格となること

四　土地利用に関する規制（前号の事業の施行のためのものを除く）の状態を適切に反映した価格となること

五　格差率の算出を求める評価依頼地等①又は②に示す土地を含む一の同一状況地域（国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成１５年８月５日付け国総国調第５７号）第二第３（１）の同一状況地域をいう。）の実態に適合していること

６　その他の依頼の条件

一　国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成１３年１月６日国土交通省訓令第７６号）、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針及びこれらに付随する各規程と調和のとれたものであること

二　土地評価事務処理細則（昭和６２年１月８日付け建設省経整発第３号）、「不動産鑑定評価基準等の改正について（平成１４年７月３日付け国土地第８３号）」の別添１不動産鑑定評価基準、別添２不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、適切な格差率を算出し、意見書を作成すること

三　意見書において、格差率の決定理由に関し、当該格差率が決定されるに至った経過及び理由を記載し、必要に応じて採用した資料、格差率算出の手順等に関する事項を明らかにすること

７　意見書の提出期限等

（１）本依頼による意見書の提出期限は、令和○○年○○月○○日とする。

（２）受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに依頼した意見書の作成、提出を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、分任支出負担行為担当官は、延滞金を付して履行期限を延長する。

（３）前項の延滞金は、前項に該当する成果物の対価に対して、延長日数に応じて年利率３％の割合を乗じて計算した額とする。

（４）受注者は、分任支出負担行為担当官が指定する調査職員から業務の履行状況について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

８　意見書の提出部数

評価依頼地毎に、正　○部、副　○部とする。

９　添付資料

　　位置図

　　地形図

様式８　（仕様書第８条関係）

承　　　諾　　　書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の意見書作成依頼については、不動産鑑定評価等業務委託契約書、不動産鑑定評価等業務仕様書、意見書作成依頼書記載の条件等により承諾します。

　また、承諾にあたって、受注者が次の要件をみたしていることを誓約します。

　　一、不動産鑑定評価等業務仕様書第４条第２項に掲げる者でないこと。

　　令和　　年　　月　　日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

様式９（契約書第２８条関係）

令和　　年　　月　　日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

不動産鑑定評価等業務納品書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の依頼について、下記のとおり成果品（の一部）を納品します。

記

　　　一、　評価依頼地（①）にかかる　○○○

　　　一、　評価依頼地（②）にかかる　○○○

|  |  |
| --- | --- |
| 納　 品 　日　　令和　　年　　月　　日  　納品の確認日　　令和　　年　　月　　日 | 調査職員等確認 |
|  |

|  |
| --- |
| 主任担当者等確認 |
|  |

(注)２部作成すること。納品の確認後、１部を主任担当者等に返却すること。受注者は返却された納品書を完了報告書に添付すること。

様式１０（契約書第２８条関係）

令和　　年　　月　　日

　　（発注者）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局○○河川国道事務所長　殿

（受注者）

住所

氏名又は名称

不動産鑑定評価等業務完了報告書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の依頼については、下記のとおり完了したので報告します。

記

　　　一、　評価依頼地（①）にかかる　○○○

　　　一、　評価依頼地（②）にかかる　○○○

　　　　　　　　番号

　　　　　　　 年月日

（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

（発注者）

分任支出負担行為担当官

　近畿地方整備局○○河川国道事務所長

業務完了検査結果通知書

○○事業○○市域他不動産鑑定評価業務にかかる令和　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号の依頼にかかる上記報告については、検査を完了したので通知します。

（注）用紙は日本産業規格Ａ４番縦とします。